

上士幌町イメージキャラクター「ほろんちゃん」使用マニュアル

○ 趣旨

「ほろんちゃん」は、上士幌町のイメージを高めるとともに、町民相互の連帯を強め、町への愛着を深めるためのキャラクターです。

○ 基本デザイン及び愛称

基本デザインは下記のとおりとし、使用を承諾した場合は基本的に電子媒体等により提供します。なお、大きさの変更(縦横比率は同一とする)以外の編集については、あらかじめ上士幌町役場企画財政課情報交流担当にご相談ください。

また、キャラクターの愛称は「ほろんちゃん」とします。



○ 使用基準

キャラクターに関する一切の権限は上士幌町に属しており、キャラクターの使用者が、キャラクターを自己のものとして商標又は意匠として使用(登録)することはできません。

また、使用にあたっては、別紙(様式1)申請書にて申請し、承諾を得なければならない。承諾する場合は、別紙(様式2)承諾通知書にて通知する。

(1) 次の場合に、キャラクターを使用することができます。

- ① 上士幌町のイメージが高められる場合
- ② 上士幌町で生産、製造された商品またはそれに付随するもの
- ③ その他、町長が認めた場合

(2) 次の場合は、キャラクターを使用することができません。

- ① 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- ② 公序良俗に反すると認められる場合
- ③ 上士幌町のイメージを著しく損なうなど、不相当と認められる場合
- ④ キャラクターの使用趣旨及びこのマニュアルに反すると認められる場合

○ 使用料

使用にあたっては無償とする。ただし、商品(グッズ)を複数制作する場合は、ほろんちゃんグッズを保存している町へ一つ寄贈する。なお、看板作成などで困難な場合は成果品の写真を町に送付する。

○ 注意事項

- (1) 使用者はこのマニュアルを守り、上士幌町のブランド化やイメージアップが図れるよう、品質や内容等の向上に努めてください。
- (2) キャラクターを使用したことにより損失等が発生した場合には、使用者の自己責任とします。